

○名寄市立大学成績評価値に関する規程

平成 24 年 8 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和元年 8 月 8 日

改正 令和 3 年 3 月 3 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学（以下「本学」という。）における成績評価の数値化に係る取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学則 名寄市立大学学則（平成 18 年名寄市規則第 100 号）をいう。
- (2) 成績評価 学則第 37 条前段で定める、試験等の成績を表す評語をいう。
- (3) G P 各授業科目の成績評価に応じて評点を付与したものをいう。
- (4) G P A（グレードポイントアベレージ） 学則第 37 条の 2 第 1 項で定める成績評価値であり、G P の総計を単位数の合計で除して得た、G P の平均値をいう。

(対象授業科目・単位)

第 3 条 G P A の算出の対象とする授業科目は、成績評価の対象となる科目のうち、別表第 1 で定める科目を除いた科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、学則第 37 条ただし書きに定める、その他の評語をもって成績を表された単位並びに、学則第 38 条第 1 項、同第 39 条第 1 項及び同第 40 条第 1 項においてそれぞれ定める、本学において修得したものと見なされた単位は、G P A の算出にあたり除外するものとする。

(配 点)

第 4 条 成績評価値の算出にあたっては、次表の左欄の成績評価に応じて、同表右欄に掲げる G P を算出する。

成績評価	G P
秀	4
優	3
良	2
可	1
不可	0

(G P A の種類)

第 5 条 G P A は次の各号に掲げる区分に区分し、当該各号に定めるところにより算出する。

- (1) 学期別 G P A 一の学期において、一の授業科目で得た G P に当該授業科目の単位数を乗じて得た数値を、当該学期において評価を得た授業科目すべてにおいて算出し、これを合計したものを、当該学期において成績評価を受けた授業科目の総単位数

で除した数値。

(2) 通算GPA 入学時から評価を行う学期までの期間において、一の授業科目で得たGPに当該授業科目の単位数を乗じて得た数値を、当該期間において評価を得た授業科目すべてにおいて算出し、これを合計したものを、当該期間において成績評価を受けた授業科目の総単位数で除した数値。

2 前項に定める区分以外のGPAは、教務委員会の判断により算出することができる。

3 前2項で算出したGPAは、小数点以下第3位を切り捨てて表記する。

(基準日)

第6条 GPAの算出の基準日は、前期を9月30日とし、後期を3月30日とする。

2 前項で定める基準日を経過した後評価された単位(追試験又は再試験により評価が遅延した単位を含む)は、当該単位に係る授業の属する学期におけるGPAの算出の際には、これを除外するものとする。

3 教員は、実習期間が終了しないなどやむを得ない場合を除き、第1項に定める基準日までに当該学期における成績を確定させるよう努めるものとする。

(履修登録取消期間)

第7条 各期において、履修登録の期日以降に履修登録の取消期間を設け、学生は履修登録の取消申請を行うことができる。

2 前項の取消期間は、前期においては6月第1週以降、後期においては12月第1週以降において、3日間を超えない範囲で設けることができる。ただし、取消期間において特定の学科等において、実習などのため一部又は全部の学生の出席が困難であると認められる場合には、3日間を超えて取消期間を設けることができる。

3 本条で定める取消期間において、やむを得ない事情により取消申請を行うことができない場合、学生は取消期間の終了後であっても、やむを得ない事情が終了した後すみやかに、履修登録の取消申請を行うことができる。

4 前3項における取消期間において取り消すことのできる履修登録は、当該学期に属する授業科目の履修登録に限る。ただし、通年で開講される授業科目については、後期における履修登録の取消期間においてのみ履修登録を取り消すことができる。

5 本条およびその他本学の規程により取り消された履修登録に係る授業科目はさかのぼって履修しなかったものと見なされ、GPAの算出にあたってはこれを除外する。

(評価に満たない授業科目の取扱い)

第8条 評価に必要な時数を満たさないため評価を受けられない授業科目に係る成績評価は、GPAの算出においては、第5条第1項の規定にかかわらず不可とみなし、評価を受けたものとみなす。

(不正行為より無効とされた成績の取扱い)

第9条 名寄市立大学試験規程で定める不正行為により無効とされた受験科目にかかる成績評価は、第8条の規定を準用する。

2 第6条で定める基準日を経過した後不正行為により受験科目が無効とされた場合は、当該受験科目が属する期の基準日までに受験科目が無効となったとみなし、さかのぼってGPAの算出を行う。

(再履修等におけるGPAの取扱い)

第10条 履修した授業科目について不可の成績評価を受けた授業科目(前2条により不

可とみなされた授業科目を含む。以下同じ。)について、後に再履修等により可以上の成績評価を受けた場合には、当初の不可の成績評価を受けた期における算出済みのGPAについてはこれを再計算せず、当該再履修科目の属する期の学期別GPAの算出においては、当該成績評価に基づきGPAを算出し、通算GPAの算出にあたっては、不可の成績評価を受けた学期における評価を受けた科目からは除外する。

(GPAの算出機関)

第11条 第5条第1項で規定するGPAの算出は、事務局教務課が行い、教務委員会が決定する。

2 前項で決定されたGPAは、教授会に報告されなければならない。

(GPAの通知及び証明)

第12条 第5条第1項で規定するGPAの学生への通知の方法は、教務委員会がこれを定める。

2 第5条第1項で規定するGPAは、成績証明書に記載するほか、教務委員会が定める方法で証明することができる。

3 第5条第2項で規定する、教務委員会の判断で算出するGPAは、学長は公開範囲を限定することができる。

(GPAの提供)

第13条 教務委員会は、算出された各種GPAおよび付随する情報を、教育活動の改善のため学科又は学内の組織に提供することができる。

(GPAの活用)

第14条 各学科は、GPAに基づき学修指導の改善を図ることに努めるものとする。

2 学長、各学科及び学内の各機関は、GPAの数値を学生の評価、履修等の基準その他学生の学修に関する事項に活用することができる。

(事前公表)

第15条 前条に基づき、GPAを学生の身分の異動並びに履修の選択及び制限、コース選択その他学生の学修の選択、制限又は制約を実施する際の基準とする場合(GPAを基準の一とする場合を含む)には、可能な限り学生に対して必要とされるGPAなどの基準を明確化し、事前に学生に示さなければならない。

2 前項で定める学生に示すべき基準を定めた場合、当該基準を教授会に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、GPAに関する事項は、教務委員会の意見を経て、学長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成24年8月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成24年4月1日の前日において本学の学生であったものについては、第5条の規定にかかわらず、通算GPAの算出を実施しないと共に、学期別GPAの算出を、平成25年前期から行う。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 8 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年 8 月 8 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 31 年 4 月 1 日の前日において本学の学生であった者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 3 日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

G P A 除外科目

区分	除外する科目
教養教育科目	
栄養学科	総合演習Ⅰ、総合演習Ⅱ、給食経営管理論実習Ⅱ、臨床栄養学臨地実習Ⅰ、臨床栄養学臨地実習Ⅱ、公衆栄養学臨地実習、卒業研究
看護学科	
社会福祉学科	ソーシャルワーク演習Ⅰ、ソーシャルワーク演習Ⅱ、ソーシャルワーク演習Ⅲ、ソーシャルワーク演習Ⅳ、ソーシャルワーク演習Ⅴ、ソーシャルワーク実習指導Ⅰ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ、ソーシャルワーク実習Ⅰ、ソーシャルワーク実習Ⅱ、総合演習、卒業研究
社会保育学科	教育実習、教育実習指導、保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅲ、障害児教育実習、障害児教育実習事前事後指導、卒業研究
教員免許取得に係る科目	倫理学、教職概論、教育原理、教育心理学、教育法概論、教育課程論、特別活動論、公民科指導法Ⅰ、公民科指導法Ⅱ、道徳教育論、教育方法・技術論、生徒指導論、学校カウンセリング、教職実践演習（高）、教職実践演習（栄養教諭）、教育実習事前・事後指導、教育実習、栄養教育実習、栄養教諭論、食教育指導論、食生活・食文化論、肢体不自由心理・生理・病理、病弱教育学、視覚障害教育総論、知的障害心理・生理・病理、肢体不自由者教育課程論、肢体不自由教育演習、福祉科教育法Ⅰ、福祉科教育法Ⅱ、特別支援教育の基礎、総合的な学習の時間の指導法、進路指導及びキャリア教育、病弱心理・生理・病理、障害児教育課程論、聴覚障害教育総論、障害児教育実習、障害児教育実習事前事後指導、栄養教育実習事前事後指導